

令和8年度産後ケア事業に係る 集合契約に向けた説明会

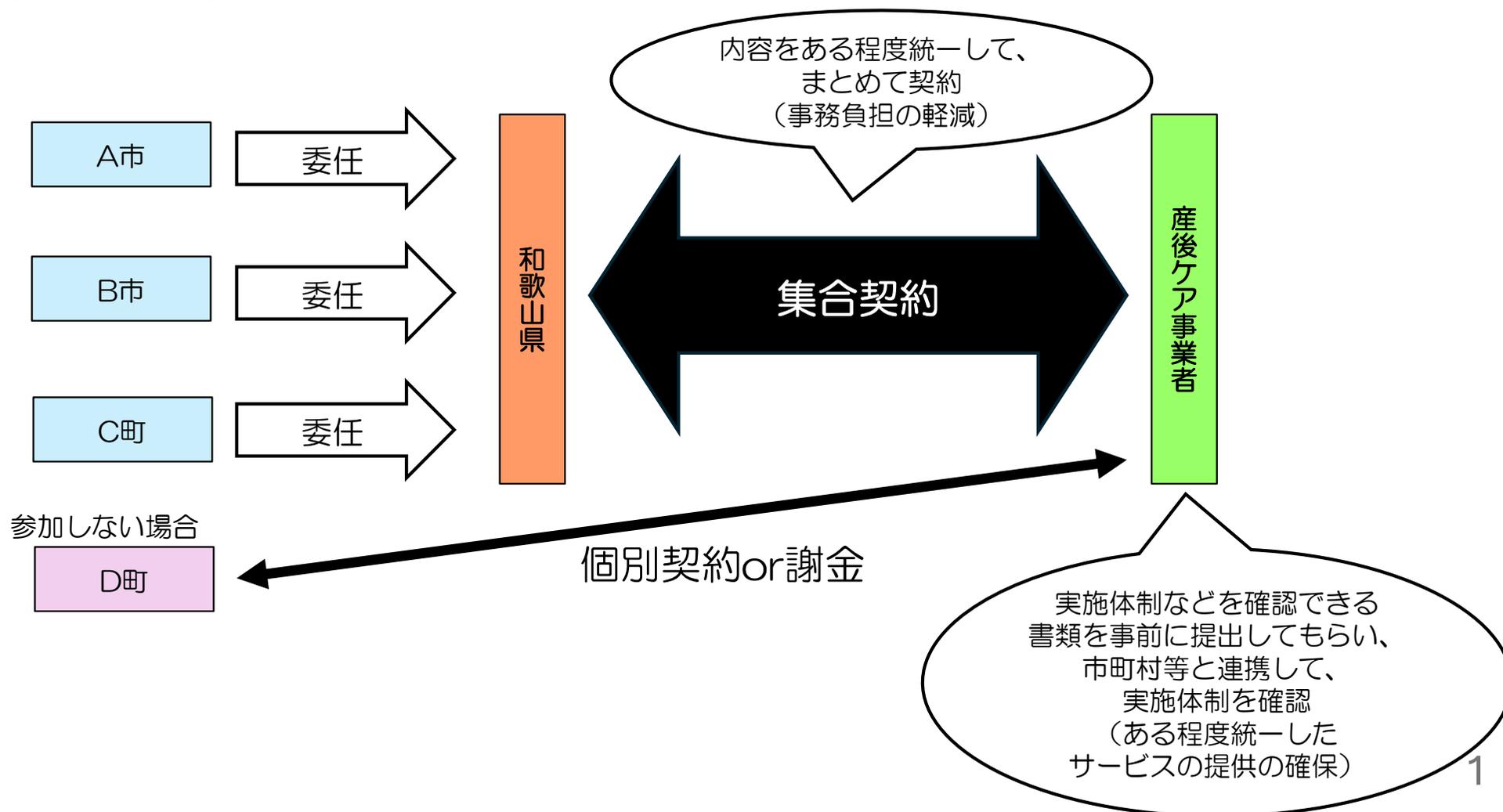
和歌山県健康推進課

令和8年度に向けた産後ケア事業の広域調整について

【目的】

- 県内で里帰り出産をした場合であっても、新たに契約を締結しなくても、県が委託契約した事業者であれば、利用することができる
- 事業者において、複数の市町村と契約を締結する必要がなく、また、報告様式の統一化などにより、煩雑な事務作業を減らすことができる ⇒ 事務作業の時間減少により、利用者へのサービスの質の向上につなげることができる

【広域調整（イメージ）】



産後ケア事業における対象者や提供サービス等に関する考え方

※詳細は「産後ケア事業ガイドライン」を参照すること

対象者

- 母親及び乳児 ※里帰り出産をしている母親及び流産や死産等を経験された方も含む

<参考>

- ◆母親：出産後1年以内の女子であって、産後ケアを必要とするもの *初産婦・経産婦を問わない。
*母親等が事業内容について十分に理解した上で利用を希望する場合には、「産後ケアを必要とする者」として支援の対象
- ◆乳児：自宅において養育が可能である者
- ◆その他：地域の保健・医療・福祉・教育機関等の情報から市町村が支援が必要と認める者
(例)
妊娠・出産を経ない養親や里親、父親・パートナー
- ◆対象外となる者
 - ① 母子のいずれかが感染性疾患（麻しん、風しん、インフルエンザ等）に罹患している者
 - ② 母親に入院加療の必要がある者
 - ③ 心身の不調や疾患があり、医療的介入の必要がある母親
(ただし、医師により産後ケア事業において対応が可能であると判断された場合にはこの限りではない。)

対象時期

- 出産後1年以内 *母子保健法第17条の2

実施担当者

- 助産師、保健師又は看護師のいずれかを常に1名以上配置すること
- 特に出産後4か月頃までの時期は、原則、助産師を中心とした実施体制での対応とし、その上で、必要に応じて、以下の①～③の者を配置することが可能。
 - ①心理に関する知識を有する者
 - ②育児等に関する知識を有する者（保育士、管理栄養士等）
 - ③本事業に関する研修を受講し、事業の趣旨・内容を理解した関係者（理学療法士等）

共通事項①

●産後ケア事業として提供すべき内容

⇒個人のニーズに合わせて、次の①～④のケアを組み合わせ対応すること

①母親への保健指導、栄養指導

1) 保健指導（母親への身体的ケア）

2) 栄養指導

②母親の心理的ケア

③適切な授乳が実施できるためのケア（乳房ケアを含む）

④育児の手技についての具体的な指導及び相談

●事業者は、利用者とともにケアの振り返りを行い、母子健康手帳の「産後ケアの記録」欄に必要な記載を行うとともに、効果や今後の支援の在り方を検討することが望ましい

●継続的な支援が必要と判断された母子については、当該母親の同意を得た上で、状況に応じて事業実施報告書だけではなく、電話等で市町村に速やかな報告を行い、産後ケア事業の利用終了後も引き続き、切れ目のない支援の提供につなげること

●産後ケア事業のオプションとしてアロマトリートメント等のサービス提供や育児用品等の販売を行う場合

⇒利用者本人の希望に応じて提供されるものであるため、費用について分かりやすい形で提示するとともに、丁寧に説明を行うこと

共通事項②

- 産後ケア事業の実施にあたり、母子への安全面（窒息や点等・転落等）について十分配慮すること
⇒特に、次の①～⑤には留意し、市町村と事業者双方において内容の確認・共有を図ること

①事故防止及び安全対策

- ・リスクの高い場面（児の睡眠中や、寝返りやつかまり立ちができる月齢の対応をする場合等）で留意すべき点を明確にすること
- ・重大事故の発生防止のため、事業者においてはヒヤリ・ハット事例の収集及び、必要に応じて実施市町村との分析を行い、必要な対策を講じ、マニュアルに反映した上で、職員間の共有を図ること

②児を預かる場合の留意点

- ・短時間であっても児のみの状況とならないよう留意するとともに、児の顔がみえる仰向けに寝かせ、定期的を目視等で呼吸状態を観察すること
- ・別室にて児の預かりを行う場合の人員については、預かっている児の見守りを行う者と、それ以外の母親や児のケアを行う者との複数体制とすることが望ましい。
- ・特に、短期入所型の場合、勤務交代による申し送り等や夜間の人員配置の関係で児の預かりができない時間帯がある場合は、あらかじめ利用者に周知し、その時間は預からないなどといった対応も考慮すること。

③緊急時の対応体制

- ・利用者の急変等、緊急時に受け入れてもらう協力医療機関や保健医療面での助言が随時受けられるよう相談できる医師をあらかじめ選定すること。
- ・利用者の急変等に備えて、救急対応マニュアルの整備、緊急時の連絡先及びフロー図の作成をすること。
- ・ケアに従事する職員については、緊急時の対応に備え、救急対応の実技講習等、定期的に研修等を受講することが望ましい。また、応急手当方法として、心肺蘇生法の実施訓練、AEDの設置もしくは最寄りのAED設置場所の把握等は事前に準備をしておくこと。
- ・災害発生時の対応体制や、感染症への対応等についても、日頃から備えをしておくこと。

④産後ケア事業の実施担当者による虐待等と疑われる事案を確認した場合の対応

⑤重大事故発生時の対応

- ・事故発生直後の対応、関係者（委託元の市町村、事故にあった母子の家族等）への連絡、産後ケア事業の継続（事故にあった母子以外の対応）、事故状況の記録、要因が明らかである場合の対応等について、あらかじめ、取り決めておくこと。

【事業内容】

- 利用者を短期入所させて産後ケアを実施。なお、分娩施設での延長入院（産褥入院）とは区別すること
- 利用者個人を対象とした相談やケア等の実施に加え、利用者同士の交流等を組み合わせて実施することも可能

【実施場所】

- 病院や診療所、助産所のほか、次の①から③までの設備を有し、かつ、適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有する施設。ただし、近隣の他の施設において、当該施設の本来の事業運営に支障がないと認められる範囲で、共同で使用することができる設備がある場合は、この限りでない。

①居室

②カウンセリングを行う部屋

③乳児の保育を行う部屋

④①～③の他、事業の実施に必要な設備

*②③については、本来の利用に支障がない範囲内で、利用状況に応じて、空室となっている居室を活用することも可能

【留意事項】

- 同時におおむね20人以上の妊産婦を短期間入所させてはならない
- 利用者に対して持参するもの（マイナ保険証や母子健康手帳等）を事前に連絡するとともに、緊急時の連絡先についても確認しておくこと
- ショートステイ期間中に提供する食事については、利用者の身体的回復に配慮し、また、帰宅後の生活の参考になるよう配慮した食事を提供することが望ましい
- 施設の設置及び運営に当たっては、他の法令等を遵守するとともに、施設内の衛生管理に努めること

デイサービス（個別型）

【事業内容】

- ・病院や診療所、助産所等において、利用者は予約した時間に来所し、必要なサービスを受ける

【実施場所】

- ・以下の①～③のいずれかの場所で実施すること

①病院、診療所、助産所

②こども家庭センター、保健センター

③①②のほか、個別的に産後ケアを適切に行うことができる設備その他の事業の実施に必要な設備を有する施設
ただし、近隣の他の施設において、当該施設の本来の事業運営に支障がないと認められる範囲で、共同で使用することができる設備がある場合は、この限りではない。

*②で実施する場合には、あらかじめ関係市町村と協議しておくことが求められる

【留意事項】

- ・利用者がきょうだい児を同伴させる場合は、他の利用者に十分配慮する必要があるため、あらかじめ確認しておくこと
- ・食事を提供する場合は、利用者の身体的回復に配慮すること。また、帰宅後の生活の参考になるよう配慮した食事を提供することが望ましい。
- ・利用者が飲食物を持参した場合、冷蔵庫を利用する等食品の衛生管理に留意すること

デイサービス（集団型）

【事業内容】

- 複数の利用者に対して、助産師等の看護職が保健指導、育児指導等を行う。
- 複数の利用者がいることで、様々な情報を得ることも可能となる。一部スペースを区切り授乳スペースとするほか、必要に応じて、個別相談、授乳指導、休憩等ができるようにすることが望ましい。
- 利用者が、保健指導や育児指導を受けながら、身体的・心理的ストレスの軽減や仲間づくりができるような環境づくりに配慮する。

【実施場所】

- 以下の①～③のいずれかの場所で実施すること
 - ①病院、診療所、助産所等の多目的室等
 - ②こども家庭センター、保健センター等の空室等
 - ③①②のほか、集団的に産後ケアを適切に行うことができる設備その他の事業の実施に必要な設備を有する施設
ただし、近隣の他の施設において、当該施設の本来の事業運営に支障がないと認められる範囲で、共同で使用する
ことができる設備がある場合は、この限りではない。

*②で実施する場合には、あらかじめ関係市町村と協議しておくことが求められる。

また、以下のような設備や備品等を整えることが望ましい。

- 和室又は洋室（洋室の場合はマットを敷く。）
- 個人相談ができるようにパーティション等で区切られたスペース
- 母親の休憩用にカーテン等でプライバシーが確保されたベッド等の寝具
- ベビーベッド等の乳児を寝かせるための寝具、バスタオル
- 飲食用の座卓、冷蔵庫、電気ポット等
- きょうだい児のための遊具、絵本等

【留意事項】

- 利用者が飲食物を持参した場合、冷蔵庫を利用する等、食品の衛生管理に留意すること
- 利用者がきょうだい児を同伴させる場合は、他の利用者には十分配慮する必要があるため、あらかじめ確認しておくこと

【事業内容】

- 利用者と日時を調整し、利用者の居宅を訪問して保健指導、ケアを行う
- 利用者の居宅で移動負荷なくプライバシーを保った状態で実施することが可能なため、流産や死産等を経験された方等の配慮が必要なケースや、医療的ケア児、多胎児家庭やきょうだい児がいる等で外出が困難なケース等、利用者のニーズに合わせた柔軟な対応が可能

【実施場所】

- 利用者の居宅

【留意事項】

- 訪問の際は、必ず市町村が発行する身分証明書を携行し、事故等のトラブルが発生した際の連絡先を明確にしておくこと。

委託料（公費負担額）の考え方

委託料（公費負担額）

※委託料の金額や利用者の自己負担額及びその減免制度の可否、加算内容、キャンセル料のほか、サービス等の利用回数や実施区分などについても、市町村によって異なるので、ご留意いただきたい。

●サービス(ショートステイ、デイサービス、アウトリーチ)

委託料 = 契約金額 - 利用者の自己負担額

●利用者の自己負担額の減免

利用者の自己負担額から当該金額を減免 ⇒ 当該金額を委託料に上乗せして請求

※市町村によっては、利用者の減免は償還払により実施しているところもあります。

(この場合は、委託料に上乗せして請求ということはできませんので、ご留意いただきたい。)

●委託料への加算

(1) 多胎児や医療的ケア児、兄弟、生後4か月児以降の児の受入

⇒ 利用者からの申し出に基づき、事業者側が受入を行った場合に加算

(2) 支援の必要の高い産婦の受入

⇒ 市町村からの申し出に基づき、事業者側が受入を行った場合に加算

(3) 交通費・駐車場料金 * 加算がない市町村の場合は、委託料の中に含まれているので、ご留意いただきたい。

⇒ アウトリーチを実施するにあたり必要となった交通費や駐車場料金

●キャンセル料

産後ケア事業を実施する日の2日前までの12時以降に連絡があった場合

ショートステイ

- 「24時間」をもって、「1日」と考える。

<例>

- ◆2月1日AM10時から2月2日AM10時まで ⇒ 1日
- ◆2月1日AM10時から2月3日AM10時まで ⇒ 2日

【2/1~2/3までを利用した場合】



利用者の食事代

- ショートステイにおいて、利用者に対して食事の提供が行われるものであり、食事代については委託料に含むものとする。
- デイサービスにおいて、昼食の提供が必要となる場合、あらかじめ、利用者に説明し了承を得て、利用者本人の自己負担において提供するものとする。

利用者の自己負担額の減免

- 食事が提供され、当該食事代が課税世帯の利用者が負担する場合、当該減免制度は利用できないものとする。
- 「ショートステイとデイサービス」、「デイサービス（同日利用2回）」の場合、利用者は使用することを望んだ場合には、利用者減免を2回使うことは差し支えないものとする。

支援の必要が高い産婦

- 支援の必要性が高い産婦とは、以下の産婦とし、市町村から事業者へ依頼するものとする。
 - ・エンジンバラ産後うつ質問票（EPDS）9点以上、又はEPDSの質問10に1点以上の加点がある場合
 - ・赤ちゃんへの気持ち質問票3点以上で、他の質問票と総合して支援が必要と考えられる場合、又は赤ちゃんへの気持ち質問票の質問3、5に1点以上の加点がある場合
 - ・精神疾患などの既往歴があり、出産後、精神的に不安定な状態や悪化が認められる場合（医師が医療的介入が必要と認めた場合を除く）
 - ・上記のほか、市町村が支援が必要であると認めた場合

【計算方法・例1】

- ショートステイ(2日(2泊3日))利用 契約金額:70,000円/日、自己負担額:3,000円/日(課税世帯)
- 利用者減免 2回使用
- 支援の必要性が高い産婦【EPDS9点】

<計算方法>

①提供サービスに基づく負担

$$\begin{aligned} & \text{契約金額 (70,000円} \times \text{2日)} - \text{自己負担額 (3,000円} \times \text{2日)} + \text{利用者減免 (2,500円} \times \text{2回)} \\ & = 140,000\text{円} - 6,000\text{円} + 5,000\text{円} \\ & = 139,000\text{円} \end{aligned}$$

②加算分

$$\begin{aligned} & \text{②-1 支援の必要性が高い産婦} \\ & 7,000\text{円} \times 2\text{日} = 14,000\text{円} \end{aligned}$$

①②より

$$\text{事業者への支払額 (公費負担額)} = 153,000\text{円}$$

【計算方法・例2】

- デイサービス(2時間以上4時間以内)利用 契約金額:10,000円/回、自己負担額:1,000円/回(課税世帯)
- 利用者減免 1回使用
- 多胎児(双子)の受入 3,000円/人
- 生後6か月児 1,000円/人

<計算方法>

①提供サービスに基づく負担

$$\begin{aligned} & \text{契約金額 (10,000円)} - \text{自己負担額 (1,000円)} + \text{利用者減免 (1,000円)} \\ & = 10,000円 - 1,000円 + 1,000円 \\ & = 10,000円 \end{aligned}$$

②加算分

②-1 多胎児受入 *2人目の加算

$$3,000円 \times 1人 = 3,000円$$

②-2 生後4か月児以降の児の受入

$$1,000円 \times 2人 = 2,000円$$

①②より

$$\text{事業者への支払額 (公費負担額)} = 15,000円$$

【計算方法・例3】

2/1 10時～2/2 16時まで利用した場合

* 16時までサービス(ケア)を提供した場合 (利用者の帰宅が16時を超えた場合)

- ショートステイ(1日(1泊2日))利用 契約金額:70,000円/日、自己負担額:3,000円/日(課税世帯)
- デイサービス(2時間以上4時間以内)利用 契約金額:10,000円/回、自己負担額:1,000円/回(課税世帯)
デイサービス(2時間以上4時間以内)利用 契約金額:10,000円/回、自己負担額:1,000円/回(課税世帯)
- 利用者減免 1回使用

<計算方法>

①提供サービスに基づく負担

①-1 ショートステイ

$$\begin{aligned} & \text{契約金額 (70,000円)} - \text{自己負担額 (3,000円)} + \text{利用者減免 (2,500円)} \\ & = 70,000\text{円} - 3,000\text{円} + 2,500\text{円} \\ & = 69,500\text{円} \end{aligned}$$

①-2 デイサービス (2回分)

$$\begin{aligned} & \text{契約金額 (10,000円} \times \text{2回)} - \text{自己負担額 (1,000円} \times \text{2回)} \\ & = 20,000\text{円} - 2,000\text{円} \\ & = 18,000\text{円} \end{aligned}$$

①より

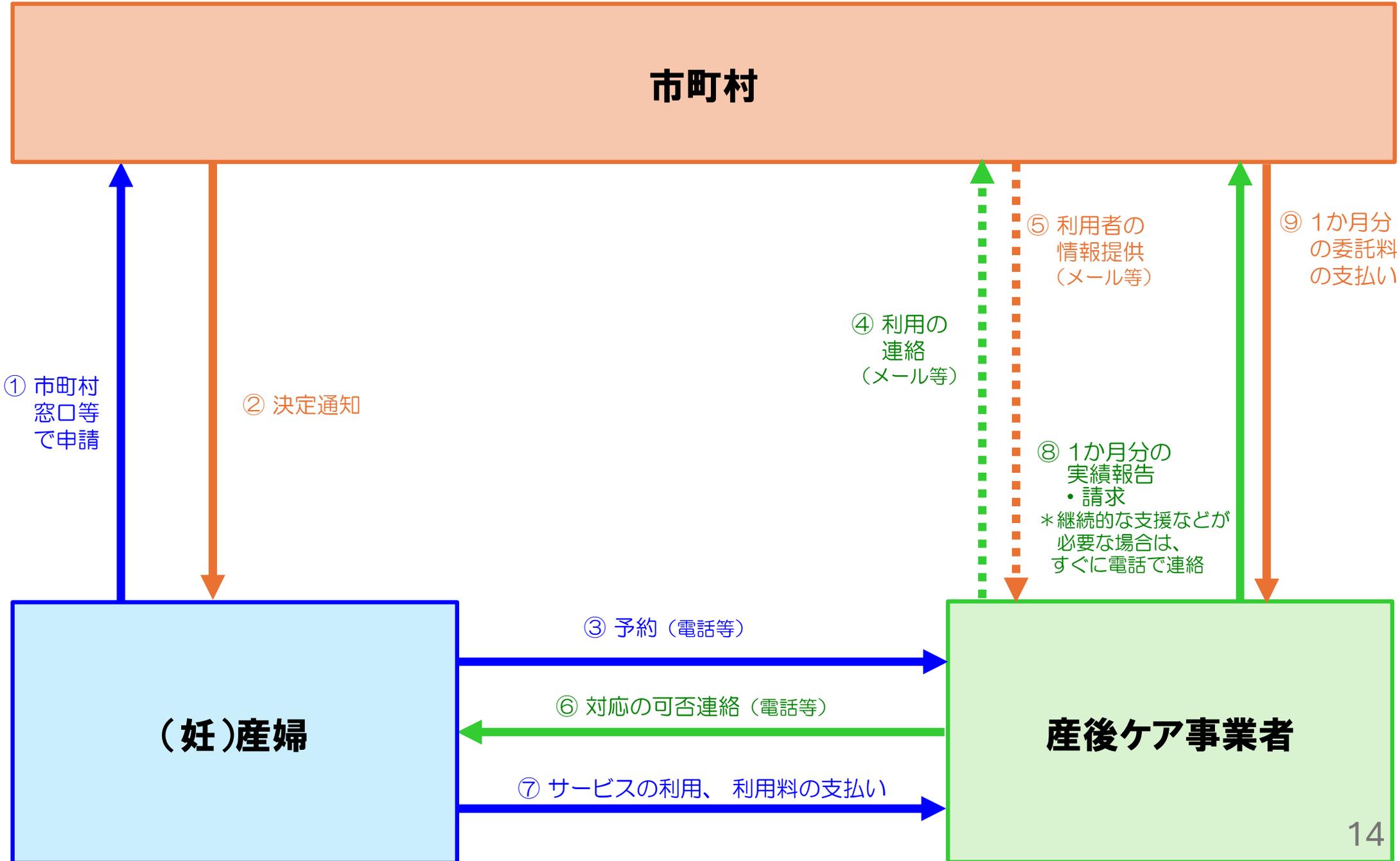
$$\text{事業者への支払額 (公費負担額)} = 87,500\text{円}$$

産後ケアの流れ【イメージ】

【窓口（利用券未発行）】

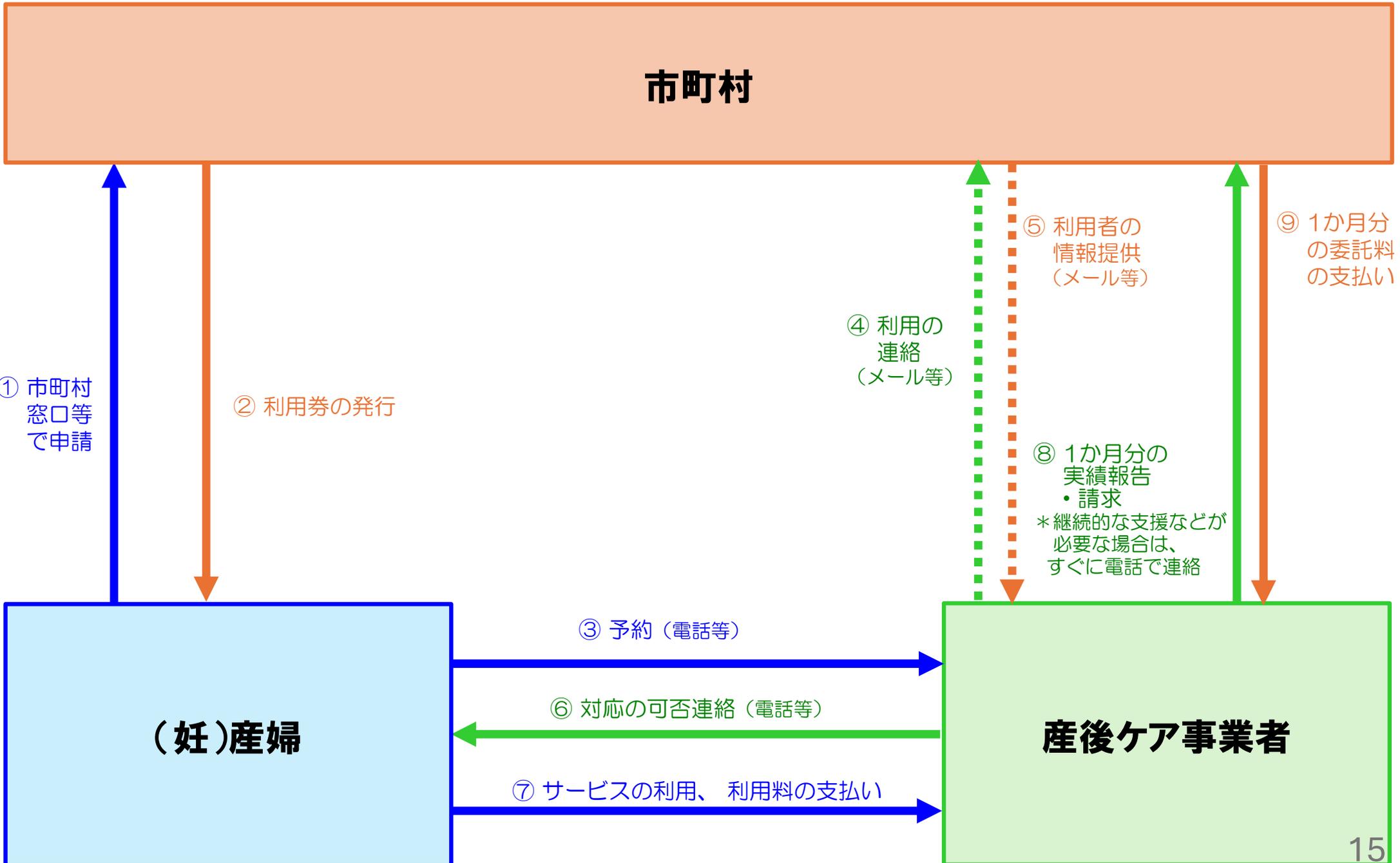
※④⑤については、状況に応じて、省略することは可能

※市町村によって、②～⑥までの流れが違う場合があるので、その点についてはご留意いただきたい。



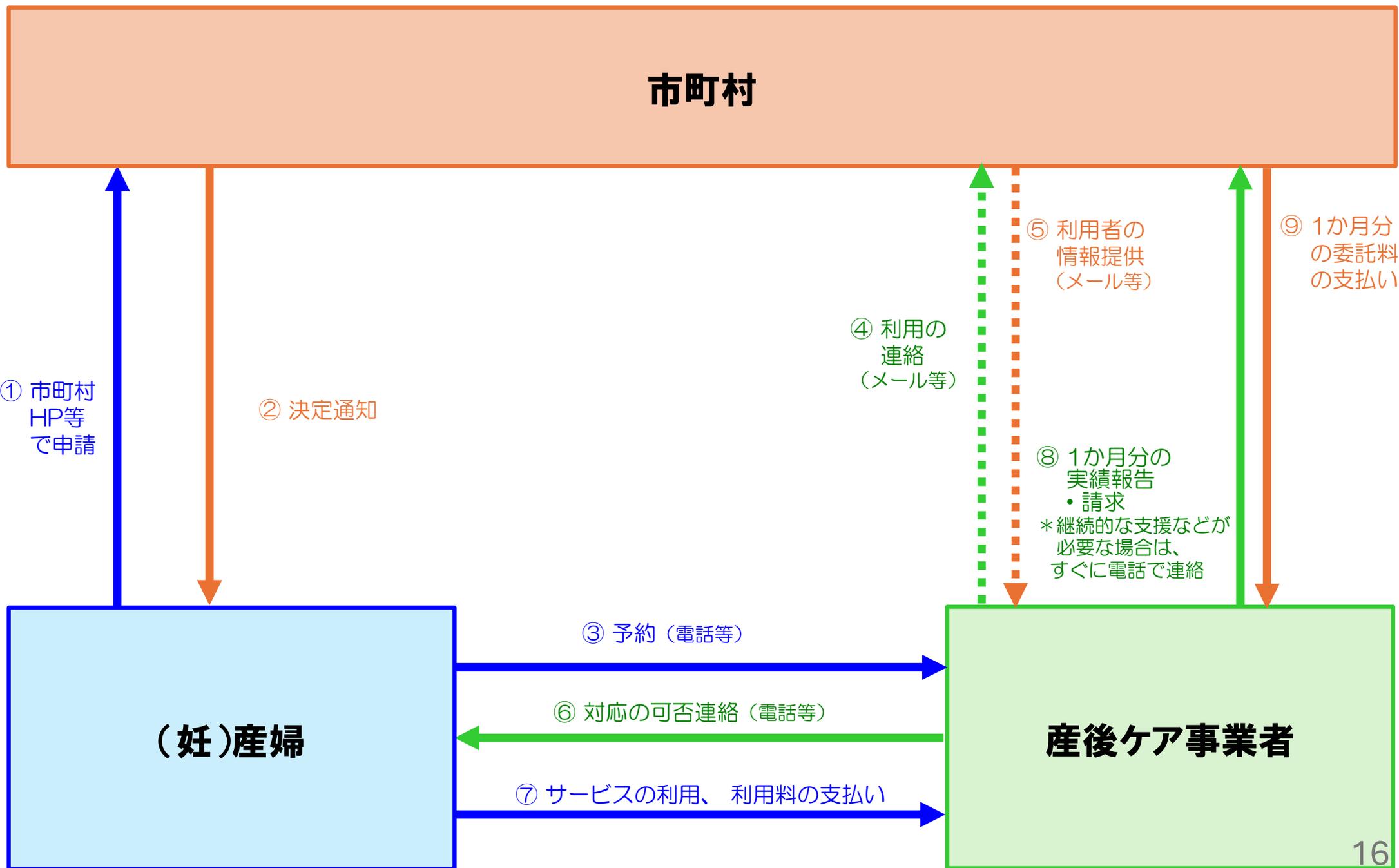
【窓口（利用券発行）】

※④⑤については、状況に応じて、省略することは可能
※市町村によって、②～⑥までの流れが違う場合があるので、その点についてはご留意いただきたい。

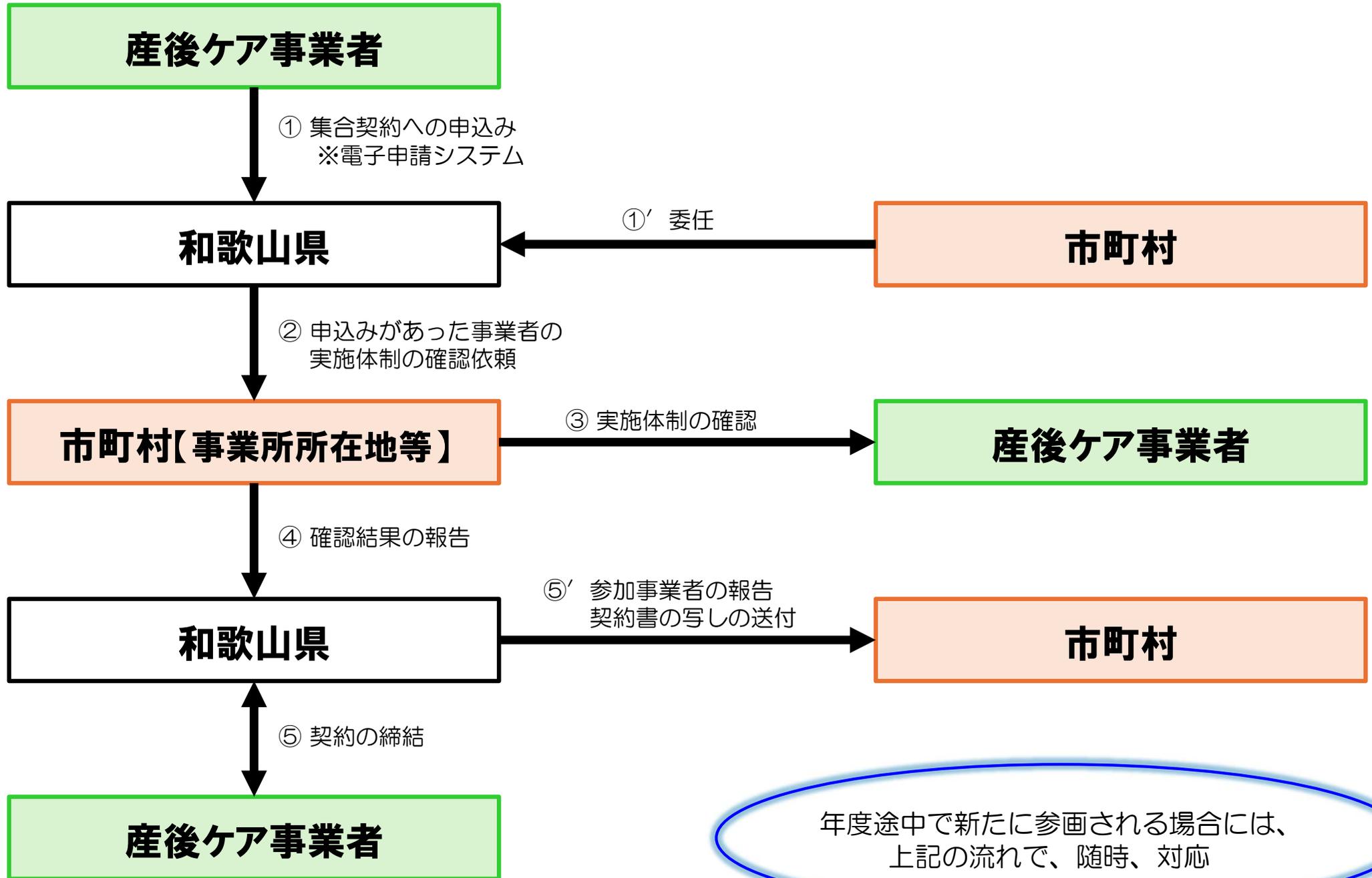


【オンライン（利用券未発行）】

※④⑤については、状況に応じて、省略することは可能
※市町村によって、②～⑥までの流れが違う場合があるので、その点についてはご留意いただきたい。



集合契約事務に関する手続き【イメージ】



年度途中で新たに参画される場合には、
上記の流れで、随時、対応

集合契約の契約事務に関する手続き【スケジュール】

		内容
R8.2	上旬	<ul style="list-style-type: none"> 産後ケア事業者向け集合契約に関する説明会【オンライン】 2/3（火）13時30分～15時00分、16時00分～17時30分 2/6（金）10時00分～11時30分
	中旬	<ul style="list-style-type: none"> 産後ケア事業者の募集（～3月上旬まで）【電子申請システム】 ※申込みがあった事業者から順次、所在地市町村の担当が実施体制を確認
	下旬	
R8.3	上旬	
	中旬	<ul style="list-style-type: none"> R8参加の産後ケア事業者の報告【県→市町村】
	下旬	<ul style="list-style-type: none"> 集合契約の締結【県、産後ケア事業者】 ※契約書については、県から送付
R8.4～R9.3		<ul style="list-style-type: none"> 集合契約による産後ケア事業の開始 県HPに参加事業者の一覧などを掲載